

吉野林業地域における文化的景観の保全

○田中 伸彦 (独立行政法人森林総合研究所)

黒田 乃生 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)

キーワード：文化的景観、吉野林業、奈良県川上村

I はじめに

わが国の野外レジャー・レクリエーション活動において、直接の利用対象として、あるいは間接的な環境要素として、国土の約3分の2を占める森林の果たす役割は大きい。このことについては、既存調査¹⁾で、わが国のレジャー・レクリエーション活動で大きなウエイトを占めているのは「自然の風景を楽しむこと」であると報告され、その自然の大部分を森林ないし森林を含む地域が占めていると指摘²⁾されている通りである。

また近年、里山の雑木林はもとより、人工林を対象に、市民による余暇時間の森林管理ボランティアが活発になりつつある³⁾。その結果、わが国では、人工林の保全に対する一般市民の関心や知識が以前に増して高まっている。

さらに、国際的な流れを見ると、1992年の第16回世界遺産委員会において、「人間が生活を通じて関わりあってきたあらゆる人文的・自然的要素の総体としての景観も遺産の概念に取り込むべき」という制度見直し⁴⁾の見解が示され、その結果、フィリピン・コルディレラの棚田を筆頭に、農林水産業に関わる伝統的景観が世界遺産に登録され始めた。この動きに対応して、文化庁は文化財保護法の一部を改正し、2005年4月1日から、「人と自然の関わりの中で作り出されてきた文化的景観」を、新たに「文化財」として保護の対象とするようになった。

以上の動向を鑑みると、伝統的林業地域の文化的景観を保全することが、野外レジャー・レクリエーション地域の空間計画という側面から、以前に増して重視されるべき時代になってきたことがわかる。そのため、伝統的林業地域が持つ文化的景観の価値を正しく認識し、適切に保全する方法を確立することが急がれている。

この様な必要性から、文化庁文化財部記念物課では、上述の文化財保護法の改正に先立ち、「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」を行なった⁵⁾。同調査では、農林水産業や伝統振興・芸術・習俗などに関わる文化的景観2,311件の一次調査対象地を審査し、表-1に示すとおり502件を二次調査の対象としてピックアップし、最終的に180件を重要地域として選択した。森林景観に限定して着目すると、伝統的林業地や海岸砂防林地帯などを中心に二次調査の対象に27件、重要地域として7件が選択されている(表-2)。そして、これら7件のうち、京都市・京北町の北山林業については詳細調査が行われている⁶⁾。

ところで、全国各地に散在する伝統的林業地域は、地域ごとに林業のしくみが異なり、それゆえに地域の風土に即した個性ある景観を生み出しているという事実がある。そのため、伝統的林業地域の文化的景観の保全については、全国一律のマニュアル作成は困難で、地域ごとに地域の個性に合わせた適切な保全のノウハウを蓄積することが重要になる。さらに言えば、同じ場所で営まれ続けた伝統林業といえども、数百年にわたる歴史の中では、絶えず技術革新が行われていて、昔からまったく同じ作業が引き継がれているわけではない。そのため、文化的景観のために守るものは何か、革新するものは何かについても考察する必要がある。

本調査研究は、以上の状況を踏まえた上で行われた。つまり、上述の文化庁調査の成果を念頭に、わが国の伝統的林業地域における文化的景観保全のための留意点・問題点について、地元の住民らがどのような考えを持っているのかを中心とした調査をとりまとめたものである。

表-1 「農林水産業に関する文化的景観の保護に関する調査研究」において二次調査の対象とした地域および重要地域の一覧表

分類	種 別	二次調査	重要地域
I	1 水田景観	134	35
	2 畑地景観	72	32
	3 草地景観	17	10
	4 森林景観	27	7
	5 漁場景観・漁港景観・海浜景観	37	10
	6 河川景観・池沼景観・湖沼景観・水路景観	48	9
	7 集落に関連する景観	57	13
II	1 古来より信仰及び行楽の対象となってきた景観	4	1
	2 古来より芸術の題材及び創造の背景となってきた景観	6	1
	3 独特の気象によって現れる景観	11	2
	4 習俗及び行事によって現れる景観	15	2
III	伝統的産業及び生活を示す文化財の周辺の景観	12	8
IV	I~IIIの複合景観	62	52
	合計件数	502	180

注) I:土地利用に関するもの
 II:風土に関するもの
 III:伝統的産業及び生活を示す文化財と一体となり周辺に展開するもの
 IV:I~IIIの複合景観
 網掛け・太字は森林景観に関わる箇所

表-2 「農林水産業に関する文化的景観の保護に関する調査研究」において二次調査の対象とした森林

対象地域名	市町村	対象地域名	市町村
屏風山の黒松林	青森県つがる市	北山杉の林業景観	京都府京都市・京北町
車力村の海岸防災林	青森県つがる市	美濃山の竹林	京都府八幡市
七里長浜の防砂林	青森県五所川原市	下多古の森	奈良県川上村
吉田・馬洗場の漆植栽地	岩手県浄法寺町	吉野杉の林業景観	奈良県川上村
津山町の杉林	宮城県津山市	煙樹ヶ浜	和歌山県美浜町
能代の砂防林	秋田県能代市	釜心門の杉林	和歌山県田辺市
長木沢杉林	秋田県大館市	魚梁瀬の林業景観	高知県馬路村
矢立峠の秋田杉林	秋田県大館市	琴ヶ浜海岸	高知県芸西村
奥羽本線関根一号林	山形県米沢市	佐賀平野東部のハゼ	佐賀県みやき市
大洗海岸の松林	茨城県大洗町	赤坊の谷	長崎県東彼杵町
八溝山の杉木立	茨城県大子町	菊池川とハゼ並木	熊本県玉名市
山武杉のある景観	千葉県山武町	楠来のシタケホダ場	大分県国見町
宮島杉	富山県小矢部市	諸塚村のモザイク林相	宮崎県諸塚村
八田の松林	石川県白山市	注)網掛け・太字は、7箇所の重要地域をさす。	

II 対象・目的・方法

本研究の対象地は、奈良県吉野郡川上村である。川上村は、上述の「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」の森林景観部門において、2次調査対象の全27件のうち2件(吉野杉の林業景観、下多古の森)がエントリーされ、そのうち1件(吉野杉の林業景観)が重要地域に選定された。つまり、川上村は、林業という側面から文化的景観を考えた場合に、わが国で最も重要な地域の一つであると判断できる。

調査の目的は、その川上村を対象に、吉野林業の現状認識および、吉野林業を文化的景観として保全するための留意点・問題点を、地元住民の考えの中から明らかにすることにある。

方法としては、まず文献等の調査を行い、その上でフィールド調査による聞き取りを行った。具体的には、吉野林業や川上村に関する既存の調査文献を整理し、2005年7月に川上村現地における予備的情報収集を行った上で、2005年8月30日から9月2日にかけてフィールド調査に入った。調査対象は、村内の役場、教育委員会、森林組合、山守集落、吉野材販売促進協同組合で、インタビュー形式の聞き取りを行った。

III 吉野林業の特徴 6.7)

文献等の調査からまとめた吉野林業の概要・特徴を、以下に記述する。

吉野林業地域とは、広義には奈良県吉野郡全域を指す。ただし、吉野林業の成立の経緯を考慮すると、狭義には奈良県の中央部を東西に流れる吉野川の上流域にあたる今回の調査対象地の川上村を筆頭に、東吉野村、黒滝村の3村を指すことが一般的である。

吉野林業の特徴としては、①歴史の長さ、②育林方法のユニークさ、③山守制度など林業経営システムの特殊性の3点が挙げられる。

吉野地方の植林は、約500年前、室町時代の記録に遡ることが可能である。一般に吉野の樹木が大量に回るようになったのは、戦国時代に豊臣秀吉が吉野地方を領有し、大坂城や伏見城をはじめ城郭建築に木材が利用された頃である。その後、吉野地域は徳川幕府の直領となり、住民の生活は林業に支えられるようになった。以降、明治の近代化以後も、吉野地域はわが国の代表的林業地であり続けている。

吉野林業の育林方法の特徴は、密植・多間伐・長伐期にある。つまり、①1haあたり8,000-10,000本程度の極端な密植を行うこと、②弱度の間伐を数多く繰り返すこと、③80-100年程度という長伐期を採用し、立地条件の良いところでは200年を超える人工林が珍しくないことにある。このような林業が発達した理由は、江戸期に酒樽などの生産を目的とし、年輪幅が狭く(1cmに8年輪以上)、均一な材の生産を尊重したためである。また、この様につくられた吉野の木材は住宅用材としても価値が高く、通直で節がなく、淡紅色の吉野杉独特の色味が評価され、市場で高値で取引されている。

また、林業経営システムについて、吉野林業には大きな3つの特徴がある。それらは、a.借地林業制度、b.村外森林所有者による経営、c.山守制度である。この吉野独特の林業経営システムは17世紀の終わり(元禄年間)に始まった。当時は木材生産による利益が低く、地元村民が生活を維持するために、村外の商・農業資本に依存し、村外森林所有者に山林の経営者になってもらうというシステムが生み出された。つまり、村民は自らを守るため、土地の所有権と使用収益権を分離して、借地林業制度を生み出した。

さらに、借地林業制度の発達と村外所有者への山林所有の移行に伴い、地元住民は山守制度という管理組織をつくり、自らが山守もしくは山守に雇用される山林労働者におさまった。山守制度とは、森林の委託管理制度であり、村外在住の所有者が、地元の山林近辺の集落に住む住民の中から信用のある者を選んで、保護管理を委託するというものである。山守は、所有者に代わって人夫を集め、これを指揮管理して森林管理を遂行し、管理報酬として日給・月給等でなく、立木の皆伐時に、3~5%が山守料としてうけとる。さらに山守の慣例として、立木が優先的に購入でき、木材流通にも従事して利益を得ることができる。つまり、山守の職務は、山林の保護管理から植栽、間伐等の労務者や資材の調達、労務者の指揮管理まで及び、山林所有者の伐採決定に対しても山守の発言権は大きい。

IV 結果と考察

フィールド調査による聞き取りで得られた論点は、下記の通り3つにまとめることができた。

(1) 育林体系の保全

吉野林業の育林体系については、いずれの調査対象者への聞き取りでも、今後とも密植・多間伐・長伐期という、3つの特徴を残すべきという見解で共通していた。

ただし、現在、森林の伐採後に未植栽・未成林の場所が見られるなど、育林体系維持の懸念材料が散見されるとの指摘が役場よりあげられた。この原因には林業不況と野生動物(シカなど)による食害が挙げられているため、山村振興策および野生生物の適正な管理施策が、吉野林業の文化的景観の保全のために必要になると判断できた。

また、育林体系の特徴を保全するためには林業の効率化や低コスト化が必要で、そのために林道・作業道の密度を増加させる必要があるとの指摘が森林組合からあげられた。さらに、密植・多間伐・長伐期という全国標準から見れば規格外の林業に対しても、国の補助金制度を受けやすくするなど、文化的景観保全のためサポートシステムを望む意見が役場などからあげられた。

(2) 林業経営システムの保全

林業経営システムの中でも、借地林業制度がすでに一部に見られる程度に縮小化していることは、文献等の

調査の段階から明らかであった。

また、山守制度は、今後大幅に見直される可能性があるという指摘が、役場、森林組合、山守集落、吉野材販売促進協同組合からあげられた。川上村では、近年の林業不況のもと、数 ha から数百 ha 規模の中小規模の山林所有者にとって、山守に委託する林業経営システムを維持し続けること自体が困難化しつつある。そして、中小所有者が大規模所有者に山林を売却する動きも進んでいる。また、この動きに伴い、山守への委託契約の解除などが発生し、山守の業務量の規模縮小が進んでいる。さらに、中小所有者が森林管理を森林組合に委託するケースも増加傾向にあり、一方大規模所有者は自前の管理要員を確保することも少なくない。そのため、余剰となった山守の新たな就業の場が必要で、例えば吉野材販売促進協同組合などを立ち上げ、木材に付加価値をつけて村外に販売する動きが見られるようになった。以上、林業経営システムについては、山守制度の転換などを通じて産業構造の変革を行いながら、林業景観を保全することが重要であると考えられた。

(3) 川上村全体を見据えた林業景観に対する考え方

川上村は林業地帯という役割に加えて、吉野川流域の水源地帯という役割も尊重すべきという意見が役場や山守の意見にみられた。従来、川上村は人工林で高名であるが、吉野川源流の大台ヶ原山を核とする台高山脈の原生林地帯を村内に有している⁸⁾。そのため、川上村内の森林の約3割は天然林である。吉野地域の林業景観の保全では、人工林はもとよりこれら天然林を含めた統合的な景観管理が、今後重要になると考えられた。

さらに、川上村では下多古の森や水源林などの重要な森林を村有林として購入したほか、村有林で森林認証(SGEC)を取得するなど、持続可能な森林管理に向けた積極的な姿勢が見られた。この様な、環境と調和した森林経営の推進を私有林にも拡大することが、今後の文化的景観の保全のためには肝要であると考えられた。

V 結論

以上、川上村の聞き取り調査から、吉野林業地域における文化的景観の保全を推進するためには、育林体系の保全は従来通り進める必要があるが、山守制度などの林業経営システムについては、軌道修正を行い、システムを変更させながら地域の林業景観を守っていく必要があるという認識にあることが結論づけられた。

加えて、水源林としての吉野の意義など、林業以外の森の役割にも留意した森林管理を行うことが共通認識として村内にあることが確認された。さらに村が率先して公有林の買い取りや、森林認証を取得し、500年の歴史を持つ林業地帯の持続可能性に対する信用をさらに高める考えにあることが確認できた。

VI 謝辞

本研究を行うにあたり、奈良県川上村産業振興課の泉谷隆夫氏をはじめ、同村内の関係者の方に大変お世話になりました。紙面を借りて感謝の意を表したいと思います。また、本研究は(財)日本生命財団平成16年度一般研究費「文化的景観としての森林景観の保全活用に関する調査研究(代表:黒田乃生)」の一環として行われました。

引用文献

- 1) (社)日本観光協会:観光の実態と嗜好(第17回), p332, (社)日本観光協会, 1997
- 2) (社)日本造園学会:ランドスケープ体系 第5巻 ランドスケープエコロジー, p95, 技法堂出版, 1999
- 3) 山本信次編:森林ボランティア論, 345pp, J-FIC, 2003
- 4) 農林水産業に関連する文化的景観の保全・整備・活用に関する検討委員会:農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告), 97pp, 文化庁文化財部記念物課, 2003
- 5) 文化庁文化財部記念物課:日本の文化的景観, p300-305, 同成社, 2005
- 6) 奈良県林政課ホームページ <http://www.pref.nara.jp/rinsei/sinrinringyou/yosino/>
- 7) 川上村史編纂委員会:川上村史 通史編, p429-487, 川上村教育委員会, 1989
- 8) 藤田佳久:吉野林業地帯, p390, 古今書院, 1998